

令和元年第20回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和元年5月28日(火)		
	午前11時00分から 午前11時30分まで		
出席者	委員	織田委員長、伊田職務代理、與川委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長、野村主査、山本主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから令和元年第20回定例会を開会いたします。		
	議案第28号 選挙事務従事者の委嘱について		
局長	(別紙のとおり、選挙事務従事者の委嘱について説明し、決定を受け た。)		
局長	参議院議員選挙について、投票事務に663名、開票事務に399名、 期日前投票事務に80名、合計で1,142名の区職員を委嘱します。		
與川委員	この職員の方々は、全て内定していますか。		
局長	人事課が実施した選挙事務の従事困難調査を踏まえた上で、決定して います。		
與川委員	参議院議員選挙の投票日は、7月21日を想定していますか。		
局長	大枠としては、7月21日を想定して準備を進めているところです。		
委員長	今回の開票事務は、深夜遅くまで掛かりますか。		
係長	前回の平成28年に執行の際は、東京都選出が翌日の午前3時台、比 例代表選出が午前4時台に終了しました。		
與川委員	参議院議員選挙における制度改正がありますか。		
局長	比例代表選出については、特定枠による候補者を届け出ることができ るようになりました。		
係長	名簿登載者としての特定枠の候補者については、その候補者個人に対 する得票数に関わらず、上位として優先的に当選人となるという制度に なっています。		
與川委員	参議院議員の定数が改正されましたか。		
局長	定数としては、選挙区選出議員選挙が148人(現行は146人)に、 比例代表選出議員選挙が100人(現行は96人)に改正されました。		

	報告事項 20-1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について
局長	(別紙のとおり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について説明し、報告した。)
局長	選挙執行時の経費の基準に関する法律について、最近の物価の変動等を踏まえて投票所経費等の基準額が改正され、併せて設備整備等に係る加算規定等が設けられました。また、公職選挙法について、天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備、投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和、選挙公報の掲載文の電子データによる提出に関して改正がありました。
與川委員	今回の法律改正について、説明会などは開催されますか。
局長	特段の説明会はありませんが、本日に開催される委員長会議においても話題になると思います。
委員長	投票立会人について、資格要件が広がったのでしょうか。
局長	その方が属する投票区に関わらず、選挙権を有する者の中から選任するものとなり、要件が広くなりました。
委員長	投票立会人の対象者が増えて、従事への依頼がしやすくなったと思います。
與川委員	参議院議員選挙について、その人件費や超過勤務の費用などは国の負担となりますか。
局長	人件費に関する基準が定められていて、その全額が認められるとは言えませんが国の負担となります。
委員長	投票・開票の事務経費についても、その額が上がっていますか。
局長	基本的には、物価上昇なども踏まえて、基準額が増加しています。その他・日程等について
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。